



湯河原町自治基本条例(案)について 町民の皆さんのご意見を募集します

条例制定の背景

地方分権の進展により、地方自治体には、自己決定・自己責任による自治体運営とそれぞれの独自性を活かした特色あるまちづくりが求められています。

この特色あるまちづくりを実現するためには、まちづくりの主役である町民の皆さん、議会と町(行政)、三者が協働してまちづくりを進めて住民自治を実現することが、とても重要であり、そのための基本的なルールとしての「基本条例」が必要であることから、現在、全国的に制定の動きがあります。

湯河原町でも、まちづくりの基本理念や町民がまちづくりに参加するための基本的な事項を分かりやすく定めるため、「自治基本条例」を制定するものです。

これまでの経緯

昨年度、1年をかけて町内の各種団体の代表として推薦された委員と一般公募による委員で構成される(仮称)湯河原まちづくり基本条例策定委員会において条例の素案を作成し、その後、町と議会(まちづくり制度等調査特別委員会)で、この素案をもとに条文等について検討を重ね、次の条例案を作成しました。

条 例 案

湯河原町自治基本条例(案)

目次

前文

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 町民、議会及び町の責務等(第4条~第6条)

第3章 情報の共有(第7条~第10条)

第4章 町民の参加(第11条・第12条)

第5章 行政運営の原則(第13条~第16条)

第6章 条例の位置づけ及び見直し(第17条・第18条)

附則

東に相模灘を望み、他方を緑深い山々に包まれ、ほたる舞う二本の川の流れる湯河原町は、万葉集に詠まれ、古くから名湯として伝えられる湯量豊かな温泉と四季を通じ温暖な気候に恵まれ、多くの文人墨客に愛された観光地として、また、人と人とのふれあいを大切に、歴史や文化、教養を尊ぶ「やすらぎの里」として発展してきました。

本町の観光資源である温泉、史跡、産業や海、山、川などのすぐれた自然環境といったかけがえのない財産を守り、はぐくみながら次の世代に引き継ぎ、誰もが暮らしやすい町、国の内外から訪れたいと思われる四季彩のまち・湯河原にしていくことが、私たち町民の務めです。

そのためには、まちづくりの主役である町民と議会と町の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、協働するとともに、この町にかかわる様々な人々と協力し合いながらまちづくりを進めることが必要です。

町民が、自ら我が町に誇りを持ち、湯河原町が町の内外の人々から愛され、親しまれる町へと変わっていくことを願い、ここにこの条例を制定します。

条 文 の 説 明

【条例の名称】

この条例は、湯河原町における住民自治(住民が自主的にまちづくりに参画し、地域の課題を解決すること)を実現するための基本的なルールを定めた条例であるため「湯河原町自治基本条例」とします。

【構成】

前文から始まり、全6章18条の構成となっています。

【前文】

前文は、この条例を制定するに当たっての基本的な認識や決意などを明らかにしています。

第1段落では、湯河原町の独自性や固有性を、地理的、自然景観の面、歴史的、文化といった点から確認し、今日まで発展してきた様子を表現しています。

第2段落では、本町の観光資源となっている恵まれた自然、歴史、文化という、かけがえのない財産を守り、はぐくみながら次世代に引き継ぎ、訪れて良く、住んで良い町にしていくことが、今、ここに暮らす私たち町民の務めとしています。

第3段落では、まちづくりの主役である町民と議会と町とが協働するとともに、この町を訪れる観光客など様々な人々と協力し合いながらまちづくりを進めることが必要としています。

第4段落では、町民がまちづくりへの参加を通じ、自ら我が町に誇りを持つとともに、国際化や高度情報化の進展により、地球がどんどん狭くなっている時代を踏まえ、姉妹都市や近隣市町村をはじめ、世界中の人々から愛され、親しまれる町になることを願い、この条例を制定することとしています。